

健康みやざき行動計画 2 1（第 2 次）の最終評価・次期計画の策定について

1 背景

「健康みやざき行動計画 2 1（第 2 次）」は、健康増進法（平成14年法律第103号）第 8 条第 1 項に基づき、県民の健康づくりの基本指針として平成25年3月に策定。推進期間は平成25年度から令和5年度までの11年間。

2 計画の最終評価及び次期計画の策定について

令和 4 年度県民健康・栄養調査のデータ等を参考に、現行計画の最終評価及び次期計画の策定を進める。業務を円滑に行うため、令和 5 年度に「県民健康・栄養調査解析・評価検討会及び部会（以下、「解析・評価検討会」という。）」を設置する。

なお、最終評価及び次期計画の策定は、「健康日本 2 1（第二次）最終評価報告書（令和4年10月）」及び「健康日本 2 1（第三次）」を参考に行う。

3 最終評価・次期計画策定のスケジュール（予定）

令和5年4月～	県民健康・栄養調査解析・評価検討会及び部会を設置 ・ 県計画の個別目標に対する目標達成状況の把握 ・ 最終評価項目の抽出等
令和5年5～6月頃	宮崎県健康づくり推進協議会（第 1 回）にて方針等協議
令和5年10～11月頃	宮崎県健康づくり推進協議会（第 2 回）にて最終評価及び次期計画（素案）の協議
令和5年12月	パブリックコメントの実施
令和6年2月頃	宮崎県健康づくり推進協議会（第 3 回）にて最終評価及び次期計画（案）の協議
令和6年3月頃	健康みやざき行動計画 2 1（第 2 次）最終評価及び次期計画公表

4 他の県計画等との関わり（主な計画）

